地域建設業経営強化融資制度等の適用について

1 制度導入の背景

建設投資の急速な減少、不動産業の業況の悪化、資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は極めて厳しい状況に直面しており、政府の「安心実現のための緊急総合対策」において、建設業の資金調達の円滑化について支援を実施することとされた。これを受けて、平成20年10月17日付け国土交通省建設流通政策審議官通知により、従来から国において制度化されていた下請セーフティネット債務保証事業が拡充されるとともに、新たに地域建設業経営強化融資制度が創設された。

改正後の制度では、一定の民間事業者が債権譲渡先に加えられ、広く建設業者が制度 を利用できる見込みとなったため、今回、本市においても導入したものである。

2 制度の概要

本市において今回導入した制度は次の二本立てであり、両制度はいずれかを選択して 利用できる。

- (1) 下請セーフティネット債務保証事業
- (2) 地域建設業経営強化融資制度

両制度とも、<u>中小・中堅元請建設業者が有する市発注工事に係る工事請負代金債権を</u> <u>債権譲渡先に譲渡することを市が認め、これを担保として当該債権譲渡先が当該建設業</u> 者に対し融資を行うという点では共通しているが、その他次のような相違点がある。

	下請セーフティネット債務保証事業	地域建設業経営強化融資制度
保証事業会社	なし。	出来高の範囲内での債権譲渡先からの融
の保証による		資に加えて、 <u>保証事業会社の保証を得て金</u>
金融機関から		融機関から直接融資を受けられる。
の直接融資		
下請保護方策	支払計画等の提出に加えて、債権譲	支払計画等の提出のみ。
	渡契約において一定の特約を締結し	
	た場合、元請業者が倒産したときは、	
	債権譲渡先が元請業者に代わって下	
	請業者等へ代金支払いを行う。	
適用期限	なし。	令和8年3月末日までに限る。